

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	県税の賦課徴収事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿児島県は、県税の賦課徴収事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

鹿児島県知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和5年10月2日

項目一覧

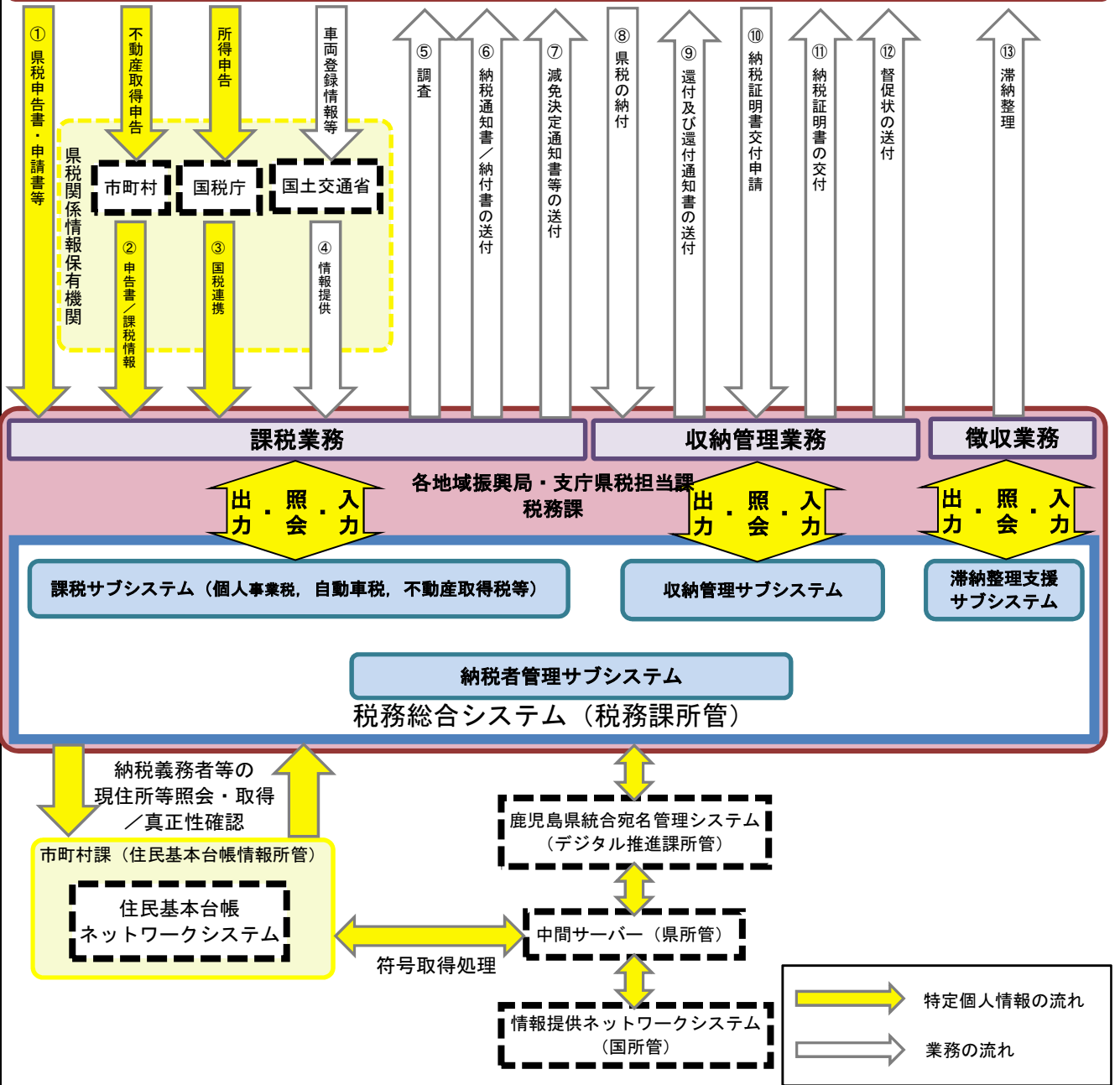
I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

システム3									
①システムの名称	統合宛名管理システム								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1 符号管理対応機能 中間サーバーが保有する符号に対応するための統合宛名番号の登録・変更・削除を行う。 2 情報照会・提供支援機能 業務システムからの情報照会・提供の要求依頼(とりやめ要求依頼含む)を受け取り、中間サーバーに要求し、その結果を業務システムに送信する。 3 統合宛名番号付番機能 統合宛名番号の付番ができ、業務利用番号との紐付けができる。 4 宛名情報等管理機能 個人番号・業務種別・業務利用番号・基本4情報との紐付けを管理し、それらの履歴を管理できる。 5 共通変換機能 文字コード・データ形式・業務コードについて、中間サーバー用に変換できる。 6 職員認証・権限管理機能 職員認証によるアクセス制御やユーザに応じた適切な権限管理、操作履歴管理を行う。 7 その他 非電算業務への対応、稼働監視等のシステム管理等を行う。 								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td style="border: none;"><input checked="" type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;"><input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバー)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバー)	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム								
<input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバー)									
システム4									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 (※1)セキュリティの観点より、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 符号管理機能: 情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とをひも付け、その情報を保管・管理する機能。 2 情報照会機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3 情報提供機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4 既存システム接続機能: 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5 情報提供等記録管理機能: 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6 情報提供データベース管理機能: 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7 データ送受信機能: 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8 セキュリティ管理機能: セキュリティを管理する機能。 9 職員認証・権限管理機能: 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10 システム管理機能: バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。 								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"><input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;"><input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									

3. 特定個人情報ファイル名	
税務総合システム用データベース	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	適正かつ公平な賦課徴収を行うため、納税義務者等の情報を個人番号を利用して効率的に管理する必要がある。
②実現が期待されるメリット	申告書等へ個人番号が記載されることにより、個人の特定が正確に行われるようになる。また、個人番号による住民基本台帳ネットワークシステムとの情報突合により、納税義務者等情報の正確性の確保が効率化される。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の16及び99の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条及び第72条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の28の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第21条
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容

納 税 義 務 者 等



(備考)

県税事務における主な事務の流れは次のとおり。

- ① 納税義務者等から申告書・申請書等の提出
- ②～④ 県税関係情報保有機関から、申告書等情報の提供
- ⑤ ①～④の申告書等情報を基に、必要に応じて課税対象者等の住所等を調査
- ⑥ 納税義務者等へ納税通知書を送付
- ⑦ 決定した減免内容について、納税義務者等に減免決定通知書等を送付
- ⑧ 納税義務者等から県税の納付(窓口・金融機関等)
- ⑨ 減免等による過誤納金について還付及び還付通知書の送付
- ⑩ 納税証明書の交付申請
- ⑪ 納税証明書の交付
- ⑫ 未納額について、納税義務者等へ督促状の送付
- ⑬ 未納額について、納税義務者等に対して滞納整理を行う

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
税務総合システム用データベース	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者、特別徴収義務者、課税調査対象者、車両の所有者及び使用者、自動車税における身障減免対象者、軽油引取税における免税軽油使用者、法人県民税及び法人事業税における関与税理士
その必要性	適正かつ公平な賦課徴収を行うために、納税義務者等の特定に必要な情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報…納税義務者等の情報を一元管理するため ・連絡先等情報…納税義務者等の正確な特定のため(4情報) 納税義務者等への告知のため(住所) 納税義務者等との連絡のため(住所、連絡先(電話番号等)) 適正な課税のため(その他住民票関係情報(生死情報)) ・業務関係情報…県税の課税調査において所得税の確定申告書データを利用するため(国税関係情報) 県税の賦課徴収を行うため(地方税関係情報) 障害者に対する県税の減免決定を行うため(障害者福祉関係情報) 生活保護法により生活扶助を受ける者に対する税の減免決定を行うため(生活保護・社会福祉関係情報)
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年5月20日
⑥事務担当部署	鹿児島県総務部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市町村課, 社会福祉課, 障害福祉課, ハートピアかごしま(身体障害者更生相談所), 精神保健福祉センター) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他の都道府県, 市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))
③入手の時期・頻度	【本人又は本人の代理人】 申告書等の提出を受けた都度 【評価実施機関内の他部署】 1 本人等から特定個人情報を入手したとき 2 納税告知書等の送達時や宛先不明による返戻時など現住所を確認する必要があるとき 3 番号法別表2に基づく情報提供を受けることが可能な事務(減免等)について, 本人等から申請が行われた都度 【国税庁及び他の都道府県】 1 国税当局に提出された個人番号が記載された所得税の申告書情報を地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領し, その提出時期については所得税法等に規定されている。例えば, 所得税の確定申告書については2月1日から3月15日の期間に国税当局に提出され, 日次で国税庁から受領する。 2 番号法別表2に基づく情報提供を受けることが可能な事務(減免等)について, 本人等から申請が行われた都度 【市町村】 1 市町村を経由して不動産取得税に関する申告書が提出される都度 2 番号法別表2に基づく情報提供を受けることが可能な事務(減免等)について, 本人等から申請が行われた都度
④入手に係る妥当性	【本人又は本人の代理人】 本人等から特定個人情報を含む申告書等が提出されることによる。 【評価実施機関内の他部署】 1 本人等から入手した特定個人情報の真正性の確認 2 納税告知書等の送達のため, 又は返戻された納税告知書等の再送達のため 3 本人等からの申請に基づくものである。 【国税庁, 他の都道府県】 1 番号法第19条第10号の規定に基づき, 地方税法又は国税に関する法律に基づく国税連携及び地方税連携のため, 特定個人情報の提供を受ける。 2 本人等からの申請に基づくものである。 【市町村】 1 地方税法第73条の18第2項の規定により, 不動産を取得した者の申告書は当該不動産所在の市町村長を経由して知事に提出される。 2 本人等からの申請に基づくものである。
⑤本人への明示	本人から入手する情報については, その利用目的を本人へ明示する(窓口対応の場合は本人に口頭で説明を行う等)。ただし, 地方税法等で定められた情報の入手については, その限りではない。なお, 県税の賦課徴収事務における特定個人情報の入手及び使用目的については, 番号法第9条に規定されている。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件	
委託事項1	税務総合システム運用維持業務	
①委託内容	税務総合システムの運用及び維持に関する業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	納税義務者, 特別徴収義務者, 課税調査対象者, 車両の所有者及び使用者, 自動車税における身障減免対象者, 軽油引取税における免税軽油使用者, 法人県民税及び法人事業税における関与税理士	
その妥当性	税務総合システムの安定的な運用及び維持を図るため, 相当の知識及び技術を持つ者に運用及び維持業務を委託しており, 当該業務を行うために特定個人情報ファイル全体を取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (提供はせず, 鹿児島県が指定する場所に限り使用を認める)	
⑤委託先名の確認方法	落札者の公告として, 公報掲載している	
⑥委託先名	富士通Japan株式会社鹿児島支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	・原則として, 委託先は他者へ再委託し又は請け負わせてはならず, 鹿児島県が承認した場合のみ例外的に認めることを契約書において定めている。 ・再委託を承認する条件として, 委託先は, 再委託先の名称, 再委託する理由, 再委託して処理する内容, 再委託先において取り扱う情報, 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で, 書面により申請し, 鹿児島県が承認しなければならない。
	⑨再委託事項	プロジェクト管理を除く運用及び維持業務

委託事項3		自動車二税申告書情報入力業務
①委託内容		自動車二税申告書取込及び修正確認
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	自動車税環境性能割及び自動車税種別割の納税義務者、車両の所有者・使用者及び自動車税種別割における身障減免対象者
	その妥当性	自動車税(環境性能割・種別割)申告書の情報を税務総合システムに入力する業務について、入力件数が大量であることから職員による対応が困難なため、業務の委託を行っており、当該業務を行うために自動車税(環境性能割・種別割)の納税義務者、車両の所有者・使用者及び自動車税種別割における身障減免対象者の特定個人情報を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		<選択肢> [10人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (提供はせず、鹿児島県が指定する場所に限り使用を認める)
⑤委託先名の確認方法		鹿児島県の契約の内容等に関する事項の公表要領に基づき、公衆の閲覧に供している。
⑥委託先名		株式会社WISHシステムコンサルティング
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項4		国税連携システム(eLTAX)の構築・運用等
①委託内容		国税連携システム(eLTAX)の構築・運用等のサービスを提供する業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満
対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※		納税義務者及び課税調査対象者
その妥当性		国税連携システムの安定的な維持運用等を図るため、地方税共同機構が認定した、専門的知識を有する事業者等に運用業務を委託することから、当該業務を行うために特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="radio"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="radio"/> その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN))
⑤委託先名の確認方法		鹿児島県の契約の内容等に関する事項の公表要領に基づき、公衆の閲覧に供している。
⑥委託先名		株式会社TKC
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※

【県税の賦課徴収事務における措置】
 税務総合システムサーバーは、ICカードによる入室制限及び入退室管理が行われている部屋に設置された施錠可能なラックに保管している。また、サーバーへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要である。
 帳票類に関しては、鹿児島県文書規程に基づき文書ごとにあらかじめ定めた保管場所に保管している。
 税務総合システムのバックアップデータは、入退室管理が行われている金庫室にて、施錠可能なラックに入れて保管している。

【国税連携システム(eLTAX)における措置】
 ・国税連携システムサーバーは認定委託先事業者(※)所有のデータセンター内に設置し、24時間365日運用監視を行うとともに、データセンター社員による巡回監視を行っている。
 ・データセンターは全館システムによる入退館管理及びビデオカメラによる監視を実施するとともに、サーバ室への入室は、データセンター社員、eLTAX担当社員、保守員のみ限定し、生体認証による入室管理を実施している。
 ・サーバー等全機器はラックに設置し常時施錠している。
 ※認定委託先事業者とは、地方税共同機構が定める「認定委託先事業者の認定に関する要綱」に基づき認定した事業者で、国税連携システム等の構築及びサーバの管理運用を行うとともに、委託元の地方公共団体に対し、当該システムの運用等のサービスを提供する事業者のこと。

【統合宛名管理システムにおける措置】
 統合宛名管理システムは電子計算機室内に設置しており、ICカード認証により室内への入退室を厳重に管理する。

【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】
 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。
 2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

②保管期間	期間	[20年以上] <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	【県税の賦課徴収事務における特定個人情報／20年以上】 納税者管理サブシステムで管理する特定個人情報は、当該個人に関する課税や収納などの税務情報を紐付けするために必要な情報であるため、原則として消去しない。 【国税連携システム(eLTAX)における特定個人情報／1年】 個人事業税賦課のために税務総合システムに取り込むまでの間、保管する必要がある。 【統合宛名管理システムにおける特定個人情報／20年以上】 特定個人情報は、各業務システムにおいて必要な情報であるため、原則として消去しない。 【中間サーバー・プラットフォームにおける特定個人情報／20年以上】 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。

③消去方法

【県税の賦課徴収事務における措置】
 消去が必要であると判断された特定個人情報は消去する。データは職員の指示により運用維持業務受託者がデータベースから消去し、帳票は保管する部署の職員により裁断処理後廃棄または焼却処理を行うこととする。
 また、税務総合システムサーバーにおけるディスク交換やハード更改の際は、旧機器に記録された情報が流出することがないように、職員の立ち会い又は職員自らが作業を実施し、データの復元が完全に不可能な状態にする。

【国税連携システム(eLTAX)における措置】
 保管の必要がなくなったときに、システムを操作する権限がある職員が、システムの機能により消去する。

【統合宛名管理システムにおける措置】
 1 保管の必要がないと判断された特定個人情報は完全に消去する。
 2 ディスク交換やハードウェア更新等の際は、統合宛名管理システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。

【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】
 ディスク交換やハード更改の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。

【情報システム機器の廃棄におけるリスクとそのリスクに対する措置】
 情報システム機器のリース契約満了後、相手方の業者への機器返却後に機器内のデータが完全に消去できず、情報流出が発生するリスクがある。
 その対策として、機器内部の記憶装置にかかるデータ消去については、職員立ち会いのもとで、物理的破壊を行い、写真等で確認できるようにする。

7. 備考

—

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

別添「02【県税】(全項目評価書)別添2:ファイル記録項目」のとおり

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
税務総合システム用データベース	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>【県税の賦課徴収事務における措置】 申告書等に記載された特定個人情報の対象者本人のものであるか、個人番号カード等の証明書類の提示又は提出を求め、本人確認を厳格に行うこととする。情報提供により入手する情報については、個人番号、4情報又は他の特定情報により突合を行い、対象者以外の情報を入手することのないようにする。</p> <p>【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システム(eLTAX)は、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて国税庁及び他地方公共団体としか繋がっていないことから、国税庁及び他都道府県から送信される情報以外は入手できない。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>【県税の賦課徴収事務における措置】 申告書等の様式を制定するに当たっては十分に精査し、事務処理に必要でない情報を記載する項目を設けないようにしている。</p> <p>【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システム(eLTAX)では、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手することを防止している。</p>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【県税の賦課徴収事務における措置】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象者が使用目的を認識できるよう、法令等で定めた様式による申告等を求めるようにする。 2 様式の制定に当たっては記載項目に過不足のないよう十分に精査し、必要以上に特定個人情報を入手したり、あるいは特定個人情報の入手のために対象者に何度も手続を求めることのないようにする。 3 入手時に詐取又は奪取されることのないよう、申告書等は担当の地域振興局・支庁の県税担当課において受領する。 4 情報提供による入手を行う際は、入手元に根拠法令等を明示した上で提供を依頼することとする。提供方法については入手元と十分に協議し、安全でない方法で入手することのないようにする。 <p>【国税連携システム(eLTAX)における措置】 特定個人情報の入手元である国税庁及び他の都道府県は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行う。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>【県税の賦課徴収事務における措置】 本人から個人番号カード等の証明書類の提示又は提出を求め、本人確認を厳格に行うこととする。</p> <p>【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税庁から入手する情報については、入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。</p> <p>他都道府県から入手する情報は、他都道府県が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>【県税の賦課徴収事務における措置】 申告書等に記載された個人番号と、本人から提示又は提出された証明書類に記載された個人番号に違いがないか、従事者において十分に確認することとする。入手した個人番号に紐づく4情報と、税務総合システムに記録されている同じ個人番号に紐づく4情報が一致しない場合には、住民基本台帳情報により真正性を確認する。</p> <p>【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税庁から入手する情報については、入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。</p> <p>他都道府県から入手する情報は、他都道府県が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>【県税の賦課徴収事務における措置】 入手後の特定個人情報については、必要に応じて住民基本台帳ネットワークシステムと突合を行い、正確性を保つようとする。</p> <p>【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税庁から入手する特定個人情報の正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。</p> <p>他都道府県から入手する特定個人情報は、他都道府県が国税庁から入手した情報であるため、正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【県税の賦課徴収事務における措置】 入手した特定個人情報は、漏えいや紛失が起らないよう、鹿児島県文書規程や税務総合システムセキュリティ対策実施手順によりあらかじめ定められた期間、場所及び方法により保護及び保管するようにする。</p> <p>【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税連携システム(eLTAX)までは、LGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<p>【統合宛名管理システムにおける措置】</p> <p>1 統合宛名管理システムは、ユーザー認証によりアクセス制限を実施する。</p> <p>2 ユーザーに応じて権限設定を行い、担当事務に関係する情報についてのみアクセスを可能とする。</p>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>【県税の賦課徴収事務における措置】</p> <p>税務総合システム用データベースに記録されている特定個人情報は、県税の賦課徴収事務においてのみ使用するものであり、当該事務以外の事務との間において紐付けは行っていない。</p> <p>【国税連携システム(eLTAX)における措置】</p> <p>国税連携システムが取り扱う情報の紐付けは、県税の賦課徴収事務との間に限っており、当該事務以外の事務との間において紐付けは行っていない。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>【県税の賦課徴収事務における措置(税務総合システム)】</p> <p>職員ごとに発行されているユーザーID及びパスワードにより利用者認証を行っている。</p> <p>【国税連携システム(eLTAX)における措置】</p> <p>ユーザーID及びパスワードにより利用者認証を行っている。</p>
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[行っている]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>【県税の賦課徴収事務における措置(税務総合システム)】</p> <p>1 発行管理 「税務総合システム端末利用者情報管理規程」により、利用者の範囲や利用申請の手順について定めている。</p> <p>2 失効管理 定期異動を考慮し、年度を超える期間の利用申請は認めていない。また、中途異動等により利用の必要がなくなった場合は、失効処理を行う。</p> <p>【国税連携システム(eLTAX)における措置】</p> <p>1 発行管理 「電子申告システム及び国税連携システムセキュリティ対策実施手順」により、利用者の範囲や利用申請の手順について定めている。</p> <p>2 失効管理 定期異動を考慮し、年度を超える期間の利用申請は認めていない。また、中途異動等により利用の必要がなくなった場合は、失効処理を行う。</p>
アクセス権限の管理	<p>[行っている]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>【県税の賦課徴収事務における措置(税務総合システム)】</p> <p>「税務総合システム端末組織利用者情報管理規程」の規定により、利用者及び業務ごとの権限の範囲があらかじめ定められている。利用申請が行われた際には、利用管理者が申請内容と業務内容を審査の上、権限を発効している。</p> <p>【国税連携システム(eLTAX)における措置】</p> <p>利用申請に基づき、システム管理者が申請内容を審査の上、権限を発効している。</p>

特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>【県税の賦課徴収事務における措置(税務総合システム)】 税務総合システムにおいて当該特定個人情報が保管されている間、特定個人情報の操作や照会を行った利用者のID、操作等日時、利用端末、操作等内容を記録する。また、税務総合システム用データベースの直接操作は、ユーザID及びパスワードにより操作者を制限するとともに、操作者及び操作内容を記録する。</p> <p>【国税連携システム(eLTAX)における措置】 ・個人番号を含むデータの閲覧及び使用についての操作ログの記録を行う。 ・操作ログは、誰が・いつ・何をを行ったかを記録する。操作ログは7年間保管する。 ・不正なアクセスがあった恐れのあるときは、ログ解析を行い、操作者を特定することとする。 ・データベースへのアクセス権限は、国税連携システム(eLTAX)を運営する認定委託事業者の管理者権限を持つユーザーのみに限定することにより、不正な使用を防止している。</p>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>【県税の賦課徴収事務における措置】 1 管理者において税務総合システムの利用可能時間を制限している。 2 特定個人情報について、業務外の目的で利用してはならない旨「税務総合システムセキュリティ対策実施手順」に定めている。また、職員研修等を通じて定期的に周知している。</p> <p>【国税連携システム(eLTAX)における措置】 特定個人情報について、業務外の目的で利用してはならない旨「電子申告システム及び国税連携システムセキュリティ対策実施手順」に定めている。また、職員研修等を通じて定期的に周知している。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>【県税の賦課徴収事務における措置】 特定個人情報について、業務の範囲を超えて複製してはならない旨「税務総合システムセキュリティ対策実施手順」に定めている。また、職員研修等を通じて定期的に周知している。</p> <p>【国税連携システム(eLTAX)における措置】 特定個人情報について、業務の範囲を超えて複製してはならない旨「電子申告システム及び国税連携システムセキュリティ対策実施手順」に定めている。また、職員研修等を通じて定期的に周知している。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	特定個人情報の消去に当たっては、鹿児島県の書面による指示により消去することとする。消去に際し鹿児島県から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。 特定個人情報の消去を行った後、消去を行った日時、担当者名及び消去の内容を記録し、書面により鹿児島県に報告する。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	責任体制の整備／作業責任者等の届出／作業場所の特定／教育の実施／目的外利用及び第三者への提供の禁止／守秘義務／再委託の制限／情報資産の管理／監査及び検査／事故時の対応	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	特記事項において、再委託時における取扱いを次のとおり定めている。 1 再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を鹿児島県に申請し、承認を得なければならない。 2 委託先は、再委託先に契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託先の全ての行為その結果について責任を負う。 3 委託先は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。 4 委託先は、再委託先の業務の履行状況を管理・監督するとともに、鹿児島県の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システム(eLTAX)を利用して国税庁及び他都道府県へ提供する特定個人情報については、データ登録を行った職員や送信日時、送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録をしている。(記録の保存期間は最大730日)	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として国税庁及び他都道府県以外を設定することはできない仕様になっている。 また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と都道府県間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システム(eLTAX)で提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 本県と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。本県から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステムの的に担保している。 本県で受信した、本県では賦課しない所得税申告書等データを、他都道府県知事に回送するに当たっては、回送先の設定を複数の職員でチェックすることにより、誤った相手にデータを回送することのないようにする。 なお、他都道府県との間の情報連携については、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から他都道府県までは、閉域網であるLGWANが利用されているほかは、同様である。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>【県税の賦課徴収事務における措置】 税務総合システムを通じて行う情報照会操作については、当該操作の記録を行うことにより、目的外の入手を行うことを抑制する。</p> <p>【統合宛名管理システムにおける措置】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 統合宛名管理システムを利用できる職員は必要最小限とし、かつ、業務上必要なデータにのみアクセスできるよう制御する。また、操作ログを記録することで、不適切な利用を抑制する。 2 中間サーバーへの情報照会依頼の登録にあたっては、情報照会依頼が可能な項目以外については、中間サーバーに送信しない仕組みとする。 3 情報照会結果を表示する際にも、情報照会依頼が可能な項目以外については表示・出力しない仕組みとする。 <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容について記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法第19条及び別表第2に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>【県税の賦課徴収事務における措置】 統合宛名管理システムからの情報入手にあたっては、セキュリティ対策が施された庁内ネットワークを使用する。</p> <p>【統合宛名管理システムにおける措置】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 統合宛名管理システムを利用できる職員は必要最小限とし、かつ、業務上必要なデータにのみアクセスできるよう制御する。また、操作ログを記録することで、不適切な利用を抑制する。 2 税務総合システムと統合宛名管理システム、中間サーバーとの間は、高度なセキュリティを維持したネットワーク(県庁LANおよびLGWAN)を利用している。 3 統合宛名管理システムと中間サーバーの間は、通信内容を暗号化することで安全性を確保している。 <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>【県税の賦課徴収事務における措置】 統合宛名管理システムを通じて入手した特定個人情報は、税務総合システムに記録している情報と突合を行うことにより、入手後の正確性を確保する。</p> <p>【統合宛名管理システムにおける措置】 1 統合宛名番号に紐づく特定個人情報については、中間サーバーから入手しているため正確性が担保されている。</p> <p>2 中間サーバーと税務総合システムとの情報照会結果の中継においては、照会結果内容の変更は行わないことで、税務総合システムが入手する情報照会結果が中間サーバーから入手した内容と同一であることを担保している。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>【統合宛名管理システムにおける措置】 1 アクセス制御、ネットワークの制限、通信の暗号化等の措置を講じる。 2 ウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のパターンファイルを適用する。また、動作確認を実施した上で、OSやアプリケーションについても常に最新のセキュリティパッチを適用する。 3 操作者の履歴管理を行うことで、意図的な漏えいを防止する。 4 各業務システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みとする。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容について記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 3 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
---------------------	---

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>1 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>3 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>4 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>【県税の賦課徴収事務における措置】 税務総合システムサーバは、ICカードによる入室者制限及び入退室管理が行われている部屋に設置された施錠可能なラックに保管している。 帳票類に関しては、鹿児島県文書規程に基づき文書ごとにあらかじめ定めた保管場所に保管している。 税務総合システムのバックアップデータは、入退室管理が行われている金庫室にて、施錠可能なラックに入れて保管している。</p> <p>【国税連携システム(eLTAX)における措置】 ・サーバは認定委託先事業者所有のデータセンター内に設置し、常時運用監視を行うとともに、データセンター社員による巡回監視を行っている。 ・データセンターは全館システムによる入退室管理及びビデオカメラによる監視を実施するとともに、サーバ室への入室は、データセンター社員、eLTAX担当社員、保守員のみ限定し、生体認証による入室管理を実施している。 ・サーバ等全機器はラックに設置し常時施錠している。</p> <p>【統合宛名管理システムにおける措置】 1 統合宛名管理システムの機器については、入退室制限及び入退室管理された電子計算機室内に設置する。 2 機器等ラックは耐震措置を講じ、施錠管理する。 3 停電によるデータ消失を防ぐために予備電源や無停電電源装置を準備している。</p> <p>【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室制限及び入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>【県税の賦課徴収事務における措置】 税務総合システムサーバは、セキュリティ対策が施された庁内ネットワークに接続している。更に税務総合システムサーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要である。 また、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、常時監視を行っている。</p> <p>【国税連携システム(eLTAX)における措置】 ・ウイルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新のパターンファイルを適用している。 ・不正アクセス防止策として、LGWAN回線を使用し、またファイア・ウォールを導入している。 ・サーバの操作端末については、生体認証によるアクセス制限を行う。 ・サーバにアクセスするアカウントは、eLTAX業務関連社員にのみ発行し、毎月アクセスログの確認を行う。 また、アカウントに係るパスワードは四半期ごとに更新を行う。</p> <p>【統合宛名管理システムにおける措置】 1 不正アクセスを防止するため、ファイアーウォール等を設置する。 2 OS及びミドルウェアについては、動作確認を実施した上でセキュリティパッチを適用する。 3 ウイルス対策ソフトについては、パターンファイルの更新を行う。 4 統合宛名管理システムを利用できる職員は必要最小限とし、かつ、業務上必要なデータにのみアクセスできるように制御する。</p> <p>【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 1 中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2 中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>

⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	死者の個人番号については、生存者の個人番号と同様の方法で保管している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	【県税の賦課徴収事務における措置】 必要に応じて住民基本台帳ネットワークシステムと突合を行い、情報の最新化を図ることとする。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	【県税の賦課徴収事務における措置】 データベースの特定個人情報を消去する必要がある場合は、職員の書面による指示により受託者が作業を行う。鹿児島県は作業終了後は受託者からの書面による報告を受け、指示どおり消去作業が実施されたか確認を行う。 特定個人情報が記載された帳票の保管期間が終了したときは、鹿児島県文書規程に定める廃棄の手順に従い、確実に廃棄する。 【国税連携システム(eLTAX)における措置】 操作マニュアルに定めている消去手順により消去する。消去の操作はシステムにより制御されており、消去対象の特定個人情報のみが安全かつ確実に消去されるようになっている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
【情報システム機器の廃棄におけるリスクとそのリスクに対する措置】 情報システム機器のリース契約満了後、相手方の業者への機器返却後に機器内のデータが完全に消去できず、情報流出が発生するリスクがある。 その対策として、機器内部の記憶装置にかかるデータ消去については、職員の立ち会い又は職員自らが作業を実施し、データの復元が完全に不可能な状態にする。		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p>【県税の賦課徴収事務における措置】 「税務総合システムセキュリティ対策実施手順」において自己点検に関する手順を定め、毎年度及び必要に応じて自己点検を実施することとしている。</p> <p>【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システムにあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。</p> <p>【統合宛名管理システムにおける措置】 「鹿児島県情報セキュリティポリシー」に基づき、システムを利用する職員は、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者は、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p>【県税の賦課徴収事務における措置】 「鹿児島県情報セキュリティポリシー」に基づき、監査が行われることとなっている。</p> <p>【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システムについては、運営する認定委託先事業者が、毎年度情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。 なお、地方税共同機構が運営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、地方税共同機構が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。</p> <p>【統合宛名管理システムにおける措置】 「鹿児島県情報セキュリティポリシー」に基づき、監査が行われることとなっている。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p>【県税の賦課徴収事務における措置】 職場研修や事務執行状況調査の場を通じて、また文書等により定期的に職員に対して教育・啓発を行っている。また、受託者については、契約に定める特記事項において従事者への教育及び研修の実施を求めている。 なお、違反を発見した場合は、「税務総合システムセキュリティ対策実施手順」に定める違反発見時の対応をとるほか、違反者についてはその内容に応じて地方税法や地方公務員法に規定される処罰等の対象となる。</p> <p>【国税連携システム(eLTAX)における措置】 担当者を、地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。 国税連携システムを運営する認定委託先事業者については、地方税共同機構による認定委託先事業者の認定要件に基づく、eLTAX情報セキュリティポリシーを遵守するため、当該機構が毎年実施しているセキュリティ研修会を受けている。なお、認定委託先事業者において違反行為があった場合は、その内容に応じて、契約書特記事項に基づき、委託契約を解除するとともに、損害を発生させた場合は、認定委託先事業者がその損害を賠償する。</p> <p>【統合宛名管理システムにおける措置】 1 職員に対し、個人情報保護および情報セキュリティに関する研修を実施している。 2 委託先事業者との契約については、個人情報取扱特記事項および情報セキュリティ対策特記事項を明記することとしている。 3 鹿児島県情報セキュリティポリシーに基づき、違反行為を行った職員は、その内容に応じて処罰等の対象となる。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 1 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 2 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部税務課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 Tel: 099-286-2210
②請求方法	鹿児島県個人情報保護条例に基づく保有個人情報開示、訂正及び利用停止請求
特記事項	—
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 開示請求については無料であるが、開示請求における写しの交付について（手数料額、納付方法：）は実費の負担がある。開示決定後、現金により徴収する。郵送による開示の場合は、納入通知書により徴収する。
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	県税の不服審査に関する事務、県税の訴訟に関する事務、不動産取得税課税事務、県税収納管理事務、県税納税証明書発行事務、県税滞納整理事務、狩猟税課税事務、鉾区税課税事務、個人事業税課税事務、軽油引取税課税事務、ゴルフ場利用税課税事務、産業廃棄物税課税事務、法人県民税、法人事業税、特別法人事業税及び地方法人特別税課税事務、県たばこ税課税事務、租税条約に関する県民税利子割還付事務、自動車税（種別割・環境性能割）課税事務
公表場所	鹿児島県ホームページ及び県政情報センター
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	総務部税務課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 Tel: 099-286-2210 Mail: ze@pref.kagoshima.lg.jp
②対応方法	問合せの内容に応じて必要な手続を案内する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年6月14日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	鹿児島県パブリック・コメント制度による県民等への意見聴取
②実施日・期間	令和5年7月10日から令和5年8月9日まで(1ヶ月間)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見無し
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和5年8月30日, 令和5年9月27日
②方法	鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会において第三者点検を実施した。
③結果	特定個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針に基づき, 評価の適合性, 妥当性等を審議した結果, 適切に行われていることが認められた。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月27日	「I 基本情報-7.評価実施機関における担当部署」の①部署	鹿児島県総務部税務課	総務部税務課	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成28年4月27日	「I 基本情報-7.評価実施機関における担当部署」の②所属長	税務課長 馬場 良二	税務課長 房村 正博	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成28年4月27日	「II 特定個人情報ファイルの概要-2.基本情報」の④記録される項目	総項目数:8,371	総項目数:8,490	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成28年4月27日	「II 特定個人情報ファイルの概要-2.基本情報」の⑤保有開始日	平成28年1月1日	平成28年5月20日	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成28年4月27日	「II 特定個人情報ファイルの概要-3.特定個人情報の入手・使用」の⑨使用開始日	平成28年1月1日	平成28年5月23日	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成28年4月27日	「II 特定個人情報ファイルの概要-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の委託事項3⑥委託先名	ヒューマンリソシア株式会社	株式会社WISHシステムコンサルティング	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成28年4月27日	V-1 ① 請求先	鹿児島県総務部税務課 〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号 Tel:099-286-2210	総務部税務課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 Tel:099-286-2210	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成28年4月27日	V-2 ① 連絡先	鹿児島県総務部税務課 〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号 Tel:099-286-2210 Mail:zei@pref.kagoshima.lg.jp	総務部税務課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 Tel:099-286-2210 Mail:zei@pref.kagoshima.lg.jp	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成29年4月21日	「I 基本情報-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務」の②事務の内容	(別添1)事務の内容 滞納者管理サブシステム	(別添1)事務の内容 滞納整理支援サブシステム	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成29年4月21日	「I 基本情報-2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務」において使用するシステム①のシステム1の②システムの機能	3 滞納者管理サブシステム	3 滞納整理支援サブシステム	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成29年4月21日	「I 基本情報-5.個人番号の利用」の法令上の根拠	別表第一の16及び99の項	別表第一の16及び99の項	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成29年4月21日	「I 基本情報-7.評価実施機関における担当部署」の②所属長	税務課長 房村 正博	税務課長 有木 正悟	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成29年4月21日	「II 特定個人情報ファイルの概要-2.基本情報」の④記録される項目	総項目数:8,490	総項目数:9,292 (別添2)の特定個人情報ファイル記録項目について、別ファイルとして再作成。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	「I 基本情報-2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務」において利用するシステム②のシステム3の②システムの機能	4 宛名情報等管理機能 個人番号・業務種別・業務利用番号・基本4情報との紐付けを管理し、住基ネット端末からの個人情報一覧ファイルを入力でき、それらの履歴を管理できる。	4 宛名情報等管理機能 個人番号・業務種別・業務利用番号・基本4情報との紐付けを管理し、それらの履歴を管理できる。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	「I 基本情報-2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務」において利用するシステム⑤の②システムの機能	2 自都道府県他の執行機関への情報提供 自都道府県他の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報等に対応付く本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。 5 本人確認情報検索 代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	2 自都道府県他の執行機関への情報提供 自都道府県他の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)等に対応付く本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。 5 本人確認情報検索 代表端末又は業務端末において入力された4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	I 基本情報-5.個人番号の利用-法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の16及び99の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条及び第64条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の16及び99の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条及び第64条	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	「I 基本情報-6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携」の②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の28の項 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第21条	番号法第19条第7号 別表第二の28の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第21条	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	「I 基本情報-7.評価実施機関における担当部署」の②所属長の役職名	税務課長 有木 正悟	課長	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月31日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-2. 基本情報」の②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	100万人以上1,000万人未満	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-2. 基本情報」の③対象となる本人の範囲	納税義務者、特別徴収義務者、課税調査対象者、車両の所有者及び使用者、自動車税における身障減免対象者、軽油引取税における免税軽油使用者及び法人税における関与税理士	納税義務者、特別徴収義務者、課税調査対象者、車両の所有者及び使用者、自動車税における身障減免対象者、軽油引取税における免税軽油使用者、法人県民税及び法人事業税における関与税理士	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-3. 特定個人情報の入手・使用」の⑤本人への明示	県税の賦課徴収事務における特定個人情報の入手及び使用目的については、番号法第9条に規定されている。	本人から入手する情報については、その利用目的を本人へ明示する(窓口対応する場合は本人に口頭で説明を行う等)。ただし、地方税法等で定められた情報の入手については、その限りではない。なお、県税の賦課徴収事務における特定個人情報の入手及び使用目的については、番号法第9条に規定されている。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-3. 特定個人情報の入手・使用」の⑦使用の主体	鹿児島県総務部税務課、鹿児島地域振興局総務企画部課税課、納税課、県税管理課及び自動車税課、南薩地域振興局総務企画部県税課、北薩地域振興局総務企画部県税課、始良・伊佐地域振興局総務企画部県税課、大隅地域振興局総務企画部県税課、熊本支庁総務企画部県税課、大島支庁総務企画部県税課	鹿児島県総務部税務課、鹿児島地域振興局総務企画部県税管理課、納税課、課税課及び自動車税課、南薩地域振興局総務企画部県税課、北薩地域振興局総務企画部県税課、始良・伊佐地域振興局総務企画部県税課、大隅地域振興局総務企画部県税課、熊本支庁総務企画部県税課、大島支庁総務企画部県税課	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の委託事項1の②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	100万人以上1,000万人未満	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の委託事項1の②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲の対象となる本人の範囲	納税義務者、特別徴収義務者、課税調査対象者、車両の所有者及び使用者、自動車税における身障減免対象者、軽油引取税における免税軽油使用者及び法人税における関与税理士	納税義務者、特別徴収義務者、課税調査対象者、車両の所有者及び使用者、自動車税における身障減免対象者、軽油引取税における免税軽油使用者、法人県民税及び法人事業税における関与税理士	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の委託事項2の②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	100万人以上1,000万人未満	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の委託事項3の②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲の対象となる本人の範囲	納税義務者、特別徴収義務者、課税調査対象者、車両の所有者及び使用者、自動車税における身障減免対象者、軽油引取税における免税軽油使用者及び法人税における関与税理士	納税義務者、特別徴収義務者、課税調査対象者、車両の所有者及び使用者、自動車税における身障減免対象者、軽油引取税における免税軽油使用者、法人県民税及び法人事業税における関与税理士	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の委託事項3の②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	100万人以上1,000万人未満	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の委託事項3の②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲の対象となる本人の範囲	自動車取得税及び自動車税の納税義務者並びに課税調査対象者	自動車取得税及び自動車税の納税義務者、車両の所有者・使用者及び自動車税における身障減免対象者	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の委託事項3の②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲のその妥当性	自動車取得税及び自動車税申告書の情報を税務総合システムに入力する業務について、入力件数が大量であることから職員による対応が困難なため、業務の委託を行っており、当該業務を行うために自動車取得税及び自動車税の納税義務者並びに課税調査対象者の特定個人情報を取り扱う必要がある。	自動車取得税及び自動車税申告書の情報を税務総合システムに入力する業務について、入力件数が大量であることから職員による対応が困難なため、業務の委託を行っており、当該業務を行うために自動車取得税及び自動車税の納税義務者、車両の所有者・使用者及び自動車税における身障減免対象者の特定個人情報を取り扱う必要がある。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」の提供先1	住所地を所管する都道府県知事	他都道府県知事	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」の③提供する情報	住所が鹿児島県でない者に係る所得税申告書データ	本県では賦課しない者に係る所得税申告書データ	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」の⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住所が鹿児島県でない所得税申告者等	本県では賦課しない所得税申告者等	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月31日	「II 特定個人情報ファイルの概要-5. 特定個人情報の提供・移転委託に伴うものを除く。」の⑦時期・頻度	住所が鹿児島県でない者の所得税申告書等データが送付された都度、住所地を所管する都道府県知事に送付する。年間約20件未満。	本県では賦課しない者の所得税申告書等データが送付された都度、他都道府県知事に送付する。年間約20件未満。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	「III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-3. 特定個人情報の使用」のリスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクのアクセス権限の管理の具体的な管理方法	【県税の賦課徴収事務における措置(税務総合システム)】 「税務総合システム端末組織利用者情報管理規程」の規定により、利用者情報管理者及び業務ごとの権限の範囲があらかじめ定められている。利用申請が行われた際には、利用者情報管理者が申請内容と業務内容を審査の上、権限を発効している。	【県税の賦課徴収事務における措置(税務総合システム)】 「税務総合システム端末組織利用者情報管理規程」の規定により、利用者及び業務ごとの権限の範囲があらかじめ定められている。利用申請が行われた際には、利用管理者が申請内容と業務内容を審査の上、権限を発効している。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	「III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転」のリスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスクのリスクに対する措置の内容	【国税連携システム(eLTX)における措置】 国税連携システム(eLTX)で提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 本県と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。本県から地方税ポータルセンタ(eLTX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTX)から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステムの的に担保している。 本県で受信した、住所が本県でない者の所得税申告書等データを、住所地を所管する都道府県知事に回送するに当たっては、回送先の設定を複数の職員でチェックすることにより、誤った相手にデータを回送することのないようにする。 なお、他都道府県との間の情報連携については、地方税ポータルセンタ(eLTX)から他都道府県までは、閉域網であるLGWANが利用されているほかは、同様である。	【国税連携システム(eLTX)における措置】 国税連携システム(eLTX)で提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 本県と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。本県から地方税ポータルセンタ(eLTX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTX)から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステムの的に担保している。 本県で受信した、本県では賦課しない所得税申告書等データを、他都道府県知事に回送するに当たっては、回送先の設定を複数の職員でチェックすることにより、誤った相手にデータを回送することのないようにする。 なお、他都道府県との間の情報連携については、地方税ポータルセンタ(eLTX)から他都道府県までは、閉域網であるLGWANが利用されているほかは、同様である。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	「IV その他のリスク対策-1. 監査」の①自己点検の具体的なチェック方法	【国税連携システム(eLTX)における措置】 国税連携受信システムにあっては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。	【国税連携システム(eLTX)における措置】 国税連携システムにあっては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	V 開示請求、問合せ -1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 -③手数料等	開示請求における写しの交付については実費の負担がある。開示決定後、現金により徴収する。郵送による開示の場合は、納入通知書により徴収する。	開示請求については無料であるが、開示請求における写しの交付については実費の負担がある。開示決定後、現金により徴収する。郵送による開示の場合は、納入通知書により徴収する。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年6月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	国税連携システム(eLTX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。	国税連携システム(eLTX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始された。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年6月25日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	鹿児島県総務部税務課	総務部税務課	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年10月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報	[○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・識別情報…納税義務者等の情報を一元管理するため ・連絡先等情報… 納税義務者等の正確な特定のため(4情報) 納税義務者等への告知のため(住所) 納税義務者等との連絡のため(住所、連絡先(電話番号等)) 適正な課税のため(その他住民票関係情報(生死情報)) ・業務関係情報… 県税の課税調査において所得税の確定申告書データを利用するため(国税関係情報) 県税の賦課徴収を行うため(地方税関係情報)	・識別情報…納税義務者等の情報を一元管理するため ・連絡先等情報… 納税義務者等の正確な特定のため(4情報) 納税義務者等への告知のため(住所) 納税義務者等との連絡のため(住所、連絡先(電話番号等)) 適正な課税のため(その他住民票関係情報(生死情報)) ・業務関係情報… 県税の課税調査において所得税の確定申告書データを利用するため(国税関係情報) 県税の賦課徴収を行うため(地方税関係情報) 障害者に対する県税の減免決定を行うため(障害者福祉関係情報) 生活保護法により生活扶助を受ける者に対する税の減免決定を行うため(生活保護・社会福祉関係情報)	事前	重要な変更による保護評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○] 評価実施機関内の他部署(市町村課)	[○] 評価実施機関内の他部署(市町村課, 社会福祉課, 障害福祉課, ハートピアかごしま(身体障害者更生相談所), 精神保健福祉センター)	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[] 庁内連携システム	[○] 庁内連携システム	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	【評価実施機関内の他部署】 1 本人等から特定個人情報を入手したとき 2 納税告知書等の送達時や宛先不明による返戻時など現住所を確認する必要があるとき	【評価実施機関内の他部署】 1 本人等から特定個人情報を入手したとき 2 納税告知書等の送達時や宛先不明による返戻時など現住所を確認する必要があるとき 3 番号法別表2に基づく情報提供を受けることが可能な事務(減免等)について, 本人等から申請が行われた都度	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	【評価実施機関内の他部署】 1 本人等から入手した特定個人情報の真正性の確認 2 納税告知書等の送達のため, 又は返戻された納税告知書等の再送達のため	評価実施機関内の他部署】 1 本人等から入手した特定個人情報の真正性の確認 2 納税告知書等の送達のため, 又は返戻された納税告知書等の再送達のため 3 本人等からの申請に基づくものである。	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	1 本人等からの特定個人情報の入手に当たっては, 統合宛名管理システムと突合し真正性を確認する。 2 他の機関から特定個人情報を含む税務情報を入手した場合は, 税務総合システム用データベースで保有する個人番号及び4情報により突合し, 対象の個人を特定する。 3 住民基本台帳ネットワークシステムへ照会を行う場合は, 個人番号及び4情報(氏名, 性別, 生年月日, 住所)により突合し, 対象の個人を特定する。	1 本人等からの特定個人情報の入手に当たっては, 住民基本台帳ネットワークシステムへ照会し真正性を確認する。住民基本台帳ネットワークシステムへの照会においては, 個人番号及び4情報(氏名, 性別, 生年月日, 住所)により突合し, 対象の個人を特定する。 2 他の機関から特定個人情報を含む税務情報を入手した場合は, 税務総合システム用データベースで保有する個人番号及び4情報により突合し, 対象の個人を特定する。	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	[委託する] (3)件	[委託する] (4)件	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	(新規)	国税連携システム(eLTAx)の構築・運用等	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容	(新規)	国税連携システム(eLTAx)の構築・運用等のサービスを提供する業務	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(新規)	特定個人情報ファイルの一部	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(新規)	10万人以上100万人未満	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	(新規)	納税義務者及び課税調査対象者	事前	重要な変更による保護評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(新規)	システムを安定的に稼働させるため、専門知識を有する民間事業者に委託している。	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ③委託先における取扱者数	(新規)	10人未満	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(新規)	[○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] その他(総合行政ネットワーク(LGWAN))	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑤委託先名の確認方法	(新規)	鹿児島県の契約の内容等に関する事項の公表要領に基づき、公衆の閲覧に供している。	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	(新規)	株式会社TKC	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 再委託 ⑦再委託の有無	(新規)	[再委託する]	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 再委託 ⑧再委託の許諾方法	(新規)	・原則として、委託先は他者へ再委託し又は請け負わせてはならず、鹿児島県が承認した場合のみ例外的に認めることを契約書において定めている。 ・再委託を承認する条件として、eLTAXサポート事業者として協議会に承認されていること、委託先と同等の個人情報保護の体制を整えていること、及び鹿児島県情報セキュリティポリシーを遵守することを条件としている。	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 再委託 ⑨再委託事項	(新規)	運用における現地作業、問い合わせ対応等	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システムサーバーは、ICカードによる入室者制限及び入退室管理が行われている部屋に設置された施錠可能なラックに保管している。また、サーバーへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要である。	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 ・国税連携システムサーバーは認定委託先事業者(※)所有のデータセンター内に設置し、24時間365日運用監視を行うとともに、データセンター社員による巡回監視を行っている。 ・データセンターは全館システムによる入退館管理及びビデオカメラによる監視を実施するとともに、サーバ室への入室は、データセンター社員、eLTAX担当社員、保守員のみ限定し、生体認証による入室管理を実施している。 ・サーバー等全機器はラックに設置し常時施錠している。 ※認定委託先事業者とは、一般社団法人地方税電子化協議会が定める「認定委託先事業者の認定に関する要綱」に基づき認定した事業者で、国税連携システム等の構築及びサーバーの管理運用を行うとともに、委託元の地方公共団体に対し、当該システムの運用等のサービスを提供する事業者のこと。	事前	重要な変更による保護評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システムが使用できる端末は、ICカード及びパスワードによる利用者認証を行っている。更に国税連携システムへのログインに際してもユーザID及びパスワードの入力を必要とし、権限のない者による不正な使用を防止している。また、データベースへのアクセス権限は、管理者権限を持つユーザーのみに限定することにより、不正な使用を防止している。	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 ・個人番号を含むデータの閲覧及び使用についての操作ログの記録を行う。 ・操作ログは、誰が・いつ・何を行ったかを記録する。操作ログは7年間保管する。 ・不正なアクセスがあった恐れのあるときは、ログ解析を行い、操作者を特定することとする。 ・データベースへのアクセス権限は、国税連携システム(eLTAX)を運営する認定委託事業者の管理者権限を持つユーザーのみに限定することにより、不正な使用を防止している。	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	委託契約内容に個人情報の取扱いに関する特記事項を定め、受託者が特定個人情報などの機密情報を適切に取り扱うよう措置を講じている。	【県税の賦課徴収事務における措置(税務総合システム)】 委託契約内容に個人情報の取扱いに関する特記事項を定め、受託者が特定個人情報などの機密情報を適切に取り扱うよう措置を講じている。 【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、一般社団法人地方税電子化協議会が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者に委託している。当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。また、毎年度、一般社団法人地方税電子化協議会が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査報告を受けている。	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	作業従事者に関する報告を事前に求め、報告に基づき税務総合システムへのアクセス権限を付与する。	【県税の賦課徴収事務における措置(税務総合システム)】 作業従事者に関する報告を事前に求め、報告に基づき税務総合システムへのアクセス権限を付与する。 【国税連携システム(eLTAX)における措置】 認定委託先事業者においては、国税連携システム(eLTAX)にアクセスできる委員をシステムの運用担当者に制限するとともに、システムへのアクセスに生体認証装置を導入している。また、運用と担当者はあらかじめ承認された手順に従ってのみ作業を行っており、ファイルの内容の閲覧・更新を行わないような運用をしている。	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	税務総合システムにおいて当該特定個人情報情報が保管されている間、特定個人情報の操作や照会を行った利用者のID、操作等日時、利用端末、操作等内容を記録する。また、税務総合システム用データベースの直接操作は、ユーザID及びパスワードにより操作者を制限するとともに、操作者及び操作内容を記録する。	【県税の賦課徴収事務における措置(税務総合システム)】 税務総合システムにおいて、特定個人情報の操作や照会を行った利用者のID、操作等日時、利用端末、操作等内容を記録する。また、税務総合システム用データベースの直接操作は、ユーザID及びパスワードにより操作者を制限するとともに、操作者及び操作内容を記録する。 【国税連携システム(eLTAX)における措置】 認定委託先事業者においては、国税連携システム(eLTAX)の操作履歴(業務イベントログ・操作ログ)の確認手順を定めている。業務イベントログにおいて、毎日の警告・エラー数を記録し、正常範囲を把握することで、異常値の検知に取り組んでいる。また、操作ログにおいて、毎日のログイン失敗回数を記録し、正常範囲を把握することで、異常値の検知に取り組んでいる。なお、操作ログは7年間保管する。	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	委託業務の遂行にあたっては、鹿児島県が指定する場所に限って特定個人情報の利用を認めるものであり、委託先への特定個人情報の提供は行わないことから、委託先から他者への提供も起らない。また、鹿児島県は委託先における特定個人情報の取扱いについて、定期又は必要な場合は報告を求め、委託先は報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならないとしている。	委託業務の遂行にあたっては、鹿児島県が指定する場所に限って特定個人情報の利用を認めるものであり、鹿児島県の指示又は承認があるときを除き、委託先への特定個人情報の提供は行わない。また、当該委託契約において、鹿児島県は委託先における特定個人情報の取扱いについては、定期又は必要な場合は報告を求め、委託先は報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならないとしている。	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	委託業務の遂行にあたっては、鹿児島県が指定する場所に限って特定個人情報の利用を認めるものであり、委託先への特定個人情報の提供は行わない。また、鹿児島県は委託先における特定個人情報の取扱いについて、定期又は必要な場合は報告を求め、委託先は報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならないとしている。	委託業務の遂行にあたっては、鹿児島県が指定する場所に限って特定個人情報の利用を認めるものであり、鹿児島県の指示又は承認があるときを除き、委託先への特定個人情報の提供は行わない。また、当該委託契約において、鹿児島県は委託先における特定個人情報の取扱いについては、定期又は必要な場合は報告を求め、委託先は報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならないとしている。	事前	重要な変更による保護評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システムサーバは、ICカードによる入室者制限及び入室管理が行われている部屋に設置された施錠可能なラックに保管している。	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 ・サーバは認定委託先事業者所有のデータセンター内に設置し、常時運用監視を行うとともに、データセンター社員による巡回監視を行っている。 ・データセンターは全館システムによる入退館管理及びビデオカメラによる監視を実施するとともに、サーバ室への入室は、データセンター社員、eLTAX担当社員、保守員のみに限定し、生体認証による入室管理を実施している。 ・サーバ等全機器はラックに設置し常時施錠している。	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システムサーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要である。また、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、常時監視を行っている。	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 ・ウイルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新のパターンファイルを適用している。 ・不正アクセス防止策として、LGWAN回線を使用し、またファイアウォールを導入している。 ・サーバの操作端末については、生体認証によるアクセス制限を行う。 ・サーバにアクセスするアカウントは、eLTAX業務関連社員にのみ発行し、毎月アクセスログの確認を行う。 また、アカウントに係るパスワードは四半期ごとに更新を行う。	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システム(eLTAX)については、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。 なお、一般社団法人地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、一般社団法人地方税電子化協議会において、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システムについては、運営する認定委託先事業者が、毎年度情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。 なお、一般社団法人地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、一般社団法人地方税電子化協議会が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な内容	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 担当者を、一般社団法人地方税電子化協議会が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 担当者を、一般社団法人地方税電子化協議会が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。 国税連携システムを運営する認定委託先事業者については、一般社団法人地方税電子化協議会による認定委託先事業者の認定要件に基づき、eLTAX情報セキュリティポリシーを遵守するため、当該協議会が毎年実施しているセキュリティ研修会を受けている。	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	Ⅵ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年2月9日	平成30年6月15日	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成27年2月17日から平成27年3月16日まで(1ヶ月間)	平成30年6月28日から平成30年7月30日まで(1ヶ月間)	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	1 個人情報の漏えいが絶対に起こらないと言えるのか。2 5ページの「1. 特定個人情報ファイル名」の「税務総合システム用データベース」と37ページ「1. 特定個人情報ファイル名」の「税務総合システムデータベース」は同一のものか。3 様々なリスクを想定した対策が行われていることがわかり、安心した。実際に運用することにより新たに認知された問題点に対しては、改善を加えてほしい。	意見無し	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ⑤評価書への反映	④の2について、「税務総合システム用データベース」が正しい表記であるため、37ページの「税務総合システムデータベース」を「税務総合システム用データベース」に訂正した。	—	事前	重要な変更による保護評価の再実施
平成30年10月2日	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	平成27年4月21日、平成27年5月20日	平成30年8月22日、平成30年9月6日	事前	保護評価の再実施に係る第三者点検結果による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月2日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	特定個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針に基づき、評価の適合性、妥当性等を審議した結果、適切に行われていることが認められた。	特定個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針に基づき、評価の適合性、妥当性等を審議した結果、適切に行われていることが認められた。 付言 1 「II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の「委託事項 4②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性」欄は、内容をより具体的に記載すること。 2 「III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の「特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法」欄は、委託事業者の担当者が特定個人情報ファイルを閲覧・更新することが可能かを明記すること。 3 「IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発」の「従業者に対する教育・啓発 具体的な方法」欄は、従業者等の違反行為に対する措置について明記すること。	事前	保護評価の再実施に係る第三者点検結果による修正
平成30年10月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	システムを安定的に稼働させるため、専門知識を有する民間事業者に委託している。	国税連携システムの安定的な維持運用等を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が認定した、専門的知識を有する事業者による運用業務を委託することから、当該業務を行うために特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。	事前	保護評価の再実施に係る第三者点検結果による修正
平成30年10月2日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	【国税の賦課徴収事務における措置（税務総合システム）】 作業従事者に関する報告を事前に求め、報告に基づき税務総合システムへのアクセス権限を付与する。 【国税連携システム（eLTAX）における措置】 認定委託先事業者においては、国税連携システム（eLTAX）にアクセスできる要員をシステムの運用担当者に制限するとともに、システムへのアクセスに生体認証装置を導入している。また、運用と担当者はあらかじめ承認された手順に従ってのみ作業を行っており、ファイルの内容の閲覧・更新を行わないような運用をしている。	【国税の賦課徴収事務における措置（税務総合システム）】 作業従事者に関する報告を事前に求め、報告に基づき税務総合システムへのアクセス権限を付与する。 【国税連携システム（eLTAX）における措置】 認定委託先事業者においては、国税連携システム（eLTAX）にアクセスできる要員をシステムの運用担当者に制限するとともに、システムへのアクセスに生体認証装置を導入している。なお、認定委託先事業者においては、サーバ管理者としてのシステム権限のみ有するため、特定個人情報ファイルの閲覧や更新を行うことはできない。	事前	保護評価の再実施に係る第三者点検結果による修正
平成30年10月2日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な内容	【国税連携システム（eLTAX）における措置】 担当者を、一般社団法人地方税電子化協議会が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。 国税連携システムを運営する認定委託先事業者については、一般社団法人地方税電子化協議会による認定委託先事業者の認定要件に基づく、eLTAX情報セキュリティポリシーを遵守するため、当該協議会が毎年実施しているセキュリティ研修会を受けている。	【国税連携システム（eLTAX）における措置】 担当者を、一般社団法人地方税電子化協議会が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。 国税連携システムを運営する認定委託先事業者については、一般社団法人地方税電子化協議会による認定委託先事業者の認定要件に基づく、eLTAX情報セキュリティポリシーを遵守するため、当該協議会が毎年実施しているセキュリティ研修会を受けている。なお、認定委託先事業者において違反行為があった場合は、その内容に応じて、契約書特記事項に基づき、委託契約を解除するとともに、損害を発生させた場合は、認定委託先事業者がその損害を賠償する。	事前	保護評価の再実施に係る第三者点検結果による修正
令和1年6月24日	I 基本情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務- ②事務の内容	2 地方税法特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）による地方税法特別税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、督促、滞納処分その他の地方税法特別税の賦課徴収に関する事務又は地方税法特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務	2 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方税法特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）による地方税法特別税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、督促、滞納処分その他の地方税法特別税の賦課徴収に関する事務又は地方税法特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務	事後	定期見直しに係る修正。（軽微な修正）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	<p>国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始された。</p> <p>国税庁のe-TAXに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ送付される。</p> <p>国税連携システム(eLTAX)には、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する。 2 他の都道府県に対して、所得税申告書等データを送付する。 <p>等の機能がある。</p>	<p>国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始され、平成31年4月1日に地方税共同機構へと運営主体が引き継がれた。</p> <p>国税庁のe-TAXに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ送付される。</p> <p>国税連携システム(eLTAX)には、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する。 2 他の都道府県に対して、所得税申告書等データを送付する。 <p>等の機能がある。</p>	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和1年6月24日	I 基本情報-5. 個人番号の利用-法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の16及び99の項</p> <p>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条及び第64条</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の16及び99の項</p> <p>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条及び第72条</p>	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-2.基本情報の④記録される項目	総項目数:9,292 (別添2)の特定個人情報ファイル記録項目について、別ファイルとして再作成。	総項目数:9,440 (別添2)の特定個人情報ファイル記録項目について、別ファイルとして再作成。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和1年6月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-3.特定個人情報の入手・使用-④入手に係る妥当性	【国税庁、他の都道府県】 1 番号法第19条第8号の規定に基づき、地方税法又は国税に関する法律に基づく国税連携及び地方税連携のため、特定個人情報の提供を受ける。 2 本人等からの申請に基づくものである。	【国税庁、他の都道府県】 1 番号法第19条第9号の規定に基づき、地方税法又は国税に関する法律に基づく国税連携及び地方税連携のため、特定個人情報の提供を受ける。 2 本人等からの申請に基づくものである。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和1年6月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項1-⑧再委託の許諾方法	業務の着手前に書面により鹿児島県に申請し、承認を得る必要がある。 (許諾の判断基準) 再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法	・原則として、委託先は他者へ再委託し又は請け負わせてはならず、鹿児島県が承認した場合のみ例外的に認めることを契約書において定めている。 ・再委託を承認する条件として、委託先は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、書面により申請し、鹿児島県が承認しなければならない。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和1年6月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	国税連携システムの安定的な維持運用を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が認定した、専門的知識を有する事業者による運用業務を委託することから、当該業務を行うために特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。	国税連携システムの安定的な維持運用を図るため、地方税共同機構が認定した、専門的知識を有する事業者による運用業務を委託することから、当該業務を行うために特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和1年6月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先1-①法令上の根	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和1年6月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	【国税連携システム(eLTX)における措置】 国税連携システム(eLTX)の運営に関する業務は、一般社団法人地方税電子化協議会が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者に委託している。当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。また、毎年度、一般社団法人地方税電子化協議会が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査報告を受けている。	【国税連携システム(eLTX)における措置】 国税連携システム(eLTX)の運営に関する業務は、地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者に委託している。当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。また、毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査報告を受けている。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和1年6月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-5.特定個人情報の提供・移転-リスク3:誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク-リスクに対する措置の内容	【国税連携システム(eLTX)における措置】 国税連携システム(eLTX)で提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。	【国税連携システム(eLTX)における措置】 国税連携システム(eLTX)で提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和1年6月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-6.情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク1:目的外の入手が行われるリスク-リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法第19条及び別表第2に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和1年6月24日	Ⅳ その他のリスク対策 1.監査 ②監査 具体的な内容	【国税連携システム(eLTX)における措置】 国税連携システムについては、運営する認定委託先事業者が、毎年度情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。 なお、一般社団法人地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルセンタ(eLTX)については、一般社団法人地方税電子化協議会が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。	【国税連携システム(eLTX)における措置】 国税連携システムについては、運営する認定委託先事業者が、毎年度情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。 なお、地方税共同機構が運営する地方税ポータルセンタ(eLTX)については、地方税共同機構が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 担当者を、一般社団法人地方税電子化協議会が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。 国税連携システムを運営する認定委託先事業者については、一般社団法人地方税電子化協議会による認定委託先事業者の認定要件に基づく、eLTAX情報セキュリティポリシーを遵守するため、当該協議会が毎年実施しているセキュリティ研修会を受けている。なお、認定委託先事業者において違反行為があった場合は、その内容に応じて、契約書特記事項に基づき、委託契約を解除するとともに、損害を発生させた場合は、認定委託先事業者がその損害を賠償する。	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 担当者を、地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。 国税連携システムを運営する認定委託先事業者については、地方税共同機構による認定委託先事業者の認定要件に基づく、eLTAX情報セキュリティポリシーを遵守するため、当該機構が毎年実施しているセキュリティ研修会を受けている。なお、認定委託先事業者において違反行為があった場合は、その内容に応じて、契約書特記事項に基づき、委託契約を解除するとともに、損害を発生させた場合は、認定委託先事業者がその損害を賠償する。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和2年5月25日	II 特定個人情報ファイルの概要-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項3-②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲-対象となる本人の範囲	自動車取得税及び自動車税の納税義務者並びに課税調査対象者納税義務者、車両の所有者・使用者及び自動車税における身障減免対象者	自動車税環境性能割及び自動車税種別割の納税義務者、車両の所有者・使用者及び自動車税種別割における身障減免対象者	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正) (税制改正に伴う税目名称の追加及び削除による修正)
令和2年5月25日	II 特定個人情報ファイルの概要-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項3-②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲-その妥当性	自動車取得税及び自動車税申告書の情報を税務総合システムに入力する業務について、入力件数が大量であることから職員による対応が困難なため、業務の委託を行っており、当該業務を行うために自動車取得税及び自動車税の納税義務者並びに課税調査対象者の特定個人情報を取り扱う必要がある。	自動車税(環境性能割・種別割)申告書の情報を税務総合システムに入力する業務について、入力件数が大量であることから職員による対応が困難なため、業務の委託を行っており、当該業務を行うために自動車税(環境性能割・種別割)の納税義務者、車両の所有者・使用者及び自動車税種別割における身障減免対象者の特定個人情報を取り扱う必要がある。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正) (税制改正に伴う税目名称の追加及び削除による修正)
令和2年5月25日	II 特定個人情報ファイルの概要-2.基本情報-④記録される項目	総項目数:9,440 (別添2)の特定個人情報ファイル記録項目について、別ファイルとして再作成。	総項目数:9,812 (別添2)の特定個人情報ファイル記録項目について、別ファイルとして再作成。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和2年5月25日	II 特定個人情報ファイルの概要-6.特定個人情報の保管・消去-③消去方法	【県税の賦課徴収事務における措置】 消去する必要があると判断された特定個人情報は消去する。データは職員の指示により運用維持業務受託者がデータベースから消去し、帳票は保管する部署の職員により裁断処理後廃棄または焼却処理を行うこととする。 また、税務総合システムサーバーにおけるディスク交換やハード更改の際は、旧機器に記録された情報が流出することのないよう、物理的破壊や専用ソフトにより完全に消去することとする。 【国税連携システム(eLTAX)における措置】 保管の必要がなくなったときに、システムを操作する権限がある職員が、システムの機能により消去する。 【統合宛名管理システムにおける措置】 1 保管の必要がないと判断された特定個人情報は完全に消去する。 2 ディスク交換やハードウェア更新等の際は、統合宛名管理システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ディスク交換やハード更改の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	【県税の賦課徴収事務における措置】 消去する必要があると判断された特定個人情報は消去する。データは職員の指示により運用維持業務受託者がデータベースから消去し、帳票は保管する部署の職員により裁断処理後廃棄または焼却処理を行うこととする。 また、税務総合システムサーバーにおけるディスク交換やハード更改の際は、旧機器に記録された情報が流出することがないよう、職員の立ち会い又は職員自らが作業を実施し、データの復元が完全に不可能な状態にする。 【国税連携システム(eLTAX)における措置】 保管の必要がなくなったときに、システムを操作する権限がある職員が、システムの機能により消去する。 【統合宛名管理システムにおける措置】 1 保管の必要がないと判断された特定個人情報は完全に消去する。 2 ディスク交換やハードウェア更新等の際は、統合宛名管理システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ディスク交換やハード更改の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正) (他県での情報流出事案及び令和元年12月6日付総務省自治行政局地域情報政策室長事務連絡を踏まえた修正)
令和2年5月25日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-1.不正な提供・移転が行われるリスク-特定個人情報の移転・提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システム(eLTAX)で提供する電子データについては、番号法施行規則第20号第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 本県と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。本県から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみ提供するようにシステム的に担保している。 本県で受信した、本県では賦課しない所得税申告書等データを、他都道府県知事に回送するに当たっては、回送先の設定を複数の職員でチェックすることにより、誤った相手にデータを回送することのないようにする。 なお、他都道府県との間の情報連携については、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から他都道府県までは、閉域網であるLGWANが利用されているほかは、同様である。	【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システム(eLTAX)で提供する電子データについては、番号法施行規則第20号第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 本県と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。本県から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみ提供するようにシステム的に担保している。 本県で受信した、本県では賦課しない所得税申告書等データを、他都道府県知事に回送するに当たっては、回送先の設定を複数の職員でチェックすることにより、誤った相手にデータを回送することのないようにする。 なお、他都道府県との間の情報連携については、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から他都道府県までは、閉域網であるLGWANが利用されているほかは、同様である。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正) (各ずれ未対応部分の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策-3 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置の内容	<p>【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システム(eLTAX)で提供する電子データについては、番号法施行規則第20号第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。</p> <p>本県と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。本県から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみ提供するようにシステムの的に担保している。</p> <p>本県で受信した、本県では賦課しない所得税申告書等データを、他都道府県知事に回送するに当たっては、回送先の設定を複数の職員でチェックすることにより、誤った相手にデータを回送することのないようにする。</p> <p>なお、他都道府県との間の情報連携については、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から他都道府県までは、閉域網であるLGWANが利用されているほかは、同様である。</p>	<p>【国税連携システム(eLTAX)における措置】 国税連携システム(eLTAX)で提供する電子データについては、番号法施行規則第20号第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。</p> <p>本県と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。本県から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみ提供するようにシステムの的に担保している。</p> <p>本県で受信した、本県では賦課しない所得税申告書等データを、他都道府県知事に回送するに当たっては、回送先の設定を複数の職員でチェックすることにより、誤った相手にデータを回送することのないようにする。</p> <p>なお、他都道府県との間の情報連携については、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から他都道府県までは、閉域網であるLGWANが利用されているほかは、同様である。</p>	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正) (条ずれ未対応部分の修正)
令和2年5月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-7 特定個人情報の保管・消去-特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	-	<p>【情報システム機器の廃棄におけるリスクとそのリスクに対する措置】 情報システム機器のリース契約満了後、相手方の業者への機器返却後に機器内のデータが完全に消去できず、情報流出が発生するリスクがある。</p> <p>その対策として、機器内部の記憶装置にかかるデータ消去については、職員の立ち会い又は職員自らが作業を実施し、データの復元が完全に不可能な状態にする。</p>	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正) (他県での情報流出事案及び令和元年12月7日付総務省自治行政局地域情報政策室長事務連絡を踏まえた修正)
令和2年5月25日	Ⅴ 開示請求、問合せ-2 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-④ 個人情報ファイル簿の公表-個人情報ファイル名	<p>不動産取得税課税事務、県税収納管理事務、県税納税証明書発行事務、県税滞納整理事務、狩猟税課税事務、鉱区税課税事務、個人事業税課税事務、軽油引取税課税事務、ゴルフ場利用税課税事務、産業廃棄物税課税事務、法人県民税、法人事業税及び地方法人特別課税事務、県たばこ課税事務、租税条約に関する県民税利子割還付事務、自動車税課税事務、自動車取得税課税事務</p>	<p>不動産取得税課税事務、県税収納管理事務、県税納税証明書発行事務、県税滞納整理事務、狩猟税課税事務、鉱区税課税事務、個人事業税課税事務、軽油引取税課税事務、ゴルフ場利用税課税事務、産業廃棄物税課税事務、法人県民税、法人事業税、特別法人事業税及び地方法人特別課税事務、県たばこ課税事務、租税条約に関する県民税利子割還付事務、自動車税(種別割・環境性能割)課税事務</p>	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正) (税制改正に伴う税目名称の追加及び削除による修正)
令和3年5月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-2.基本情報-④ 記録される項目	総項目数:9,812 (別添2)の特定個人情報ファイル記録項目について、別ファイルとして再作成。	総項目数:9,910 (別添2)の特定個人情報ファイル記録項目について、別ファイルとして再作成。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和3年7月28日	I 基本情報-6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の28の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第21条	番号法第19条第8号 別表第二の28の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第21条	事後	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正に伴う変更
令和3年7月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-3 特定個人情報の入手・使用-④ 入手に係る妥当性	<p>【本人又は本人の代理人】 本人等から特定個人情報を含む申告書等が提出されることによる。</p> <p>【評価実施機関内の他部署】 1 本人等から入手した特定個人情報の真正性の確認 2 納税告知書等の送達のため、又は返戻された納税告知書等の再送達のため 3 本人等からの申請に基づくものである。</p> <p>【国税庁、他の都道府県】 1 番号法第19条第9号の規定に基づき、地方税法又は国税に関する法律に基づく国税連携及び地方税連携のため、特定個人情報の提供を受ける。 2 本人等からの申請に基づくものである。</p> <p>【市町村】 1 地方税法第73条の18第2項の規定により、不動産を取得した者の申告書は当該不動産所在の市町村長を経由して知事に提出される。 2 本人等からの申請に基づくものである。</p>	<p>【本人又は本人の代理人】 本人等から特定個人情報を含む申告書等が提出されることによる。</p> <p>【評価実施機関内の他部署】 1 本人等から入手した特定個人情報の真正性の確認 2 納税告知書等の送達のため、又は返戻された納税告知書等の再送達のため 3 本人等からの申請に基づくものである。</p> <p>【国税庁、他の都道府県】 1 番号法第19条第10号の規定に基づき、地方税法又は国税に関する法律に基づく国税連携及び地方税連携のため、特定個人情報の提供を受ける。 2 本人等からの申請に基づくものである。</p> <p>【市町村】 1 地方税法第73条の18第2項の規定により、不動産を取得した者の申告書は当該不動産所在の市町村長を経由して知事に提出される。 2 本人等からの申請に基づくものである。</p>	事後	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正に伴う変更
令和3年7月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先1-① 法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正に伴う変更
令和4年6月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-2.基本情報-④ 記録される項目	総項目数:9,910 (別添2)の特定個人情報ファイル記録項目について、別ファイルとして再作成。	総項目数:9,913 (別添2)の特定個人情報ファイル記録項目について、別ファイルとして再作成。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和4年6月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項1-⑥ 委託先名	富士通株式会社鹿児島支店	富士通Japan株式会社鹿児島支社	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項4-⑦再委託の有無	再委託する	再委託しない	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和4年6月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項4-⑧再委託の許諾方法	・原則として、委託先は他者へ再委託し又は請け負わせてはならず、鹿児島県が承認した場合のみ例外的に認めることを契約書において定めている。 ・再委託を承認する条件として、eLTXサポート事業者として機構に承認されていること、委託先と同等の個人情報保護の体制を整えていること、及び鹿児島県情報セキュリティポリシーを遵守することを条件としている。		事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和4年6月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項4-⑨再委託事項	運用における現地作業、問い合わせ対応等		事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和5年10月2日	Ⅰ 基本情報-5. 個人番号の利用-法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の16及び89の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条及び第72条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の16及び99の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条及び第72条	事後	規則第15条第1項及び指針第6の2(4)に基づく再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和5年10月2日	Ⅰ 基本情報-(別添1)事務の内容	—	組織変更により情報政策課をデジタル推進課へ変更。	事後	規則第15条第1項及び指針第6の2(4)に基づく再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和5年10月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-2. 基本情報-④記録される項目	総項目数:9,913 (別添2)の特定個人情報ファイル記録項目について、別ファイルとして再作成。	総項目数:9,969 (別添2)の特定個人情報ファイル記録項目について、別ファイルとして再作成。	事後	規則第15条第1項及び指針第6の2(4)に基づく再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和5年10月2日	Ⅲ リスク対策(プロセス)-3. 特定個人情報の使用-リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク-ユーザー認証の管理-具体的な管理方法	【県税の賦課徴収事務における措置(税務総合システム)】 職員ごとに発行されているICカード及びパスワードにより利用者認証を行っている。 【国税連携システム(eLTX)における措置】 ユーザーID及びパスワードにより利用者認証を行っている。	【県税の賦課徴収事務における措置(税務総合システム)】 職員ごとに発行されているユーザーID及びパスワードにより利用者認証を行っている。 【国税連携システム(eLTX)における措置】 ユーザーID及びパスワードにより利用者認証を行っている。	事後	規則第15条第1項及び指針第6の2(4)に基づく再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和5年10月2日	Ⅲ リスク対策(プロセス)-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)-リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク-特定個人情報の提供・移転に関するルール-ルールの内容及びルール遵守の確認方法	【国税連携システム(eLTX)における措置】 国税連携システム(eLTX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTX)への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 国税連携システム(eLTX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	【国税連携システム(eLTX)における措置】 国税連携システム(eLTX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTX)への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 国税連携システム(eLTX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	事後	規則第15条第1項及び指針第6の2(4)に基づく再実施に係る修正。(軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月2日	Ⅲ リスク対策(プロセス)ー5. 特定個人情報の提供・移転ーリスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスクーリスクに対する措置の内容	<p>【国税連携システム(eLTAX)における措置】</p> <p>国税連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として国税庁及び北海道府県以外を設定することはできない仕様になっている。</p> <p>また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と都道府県間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。</p> <p>国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。</p>	<p>【国税連携システム(eLTAX)における措置】</p> <p>国税連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として国税庁及び北海道府県以外を設定することはできない仕様になっている。</p> <p>また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と都道府県間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。</p> <p>国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。</p>	事後	規則第15条第1項及び指針第6の2(4)に基づく再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和5年10月2日	Ⅲ リスク対策(プロセス)ー5 特定個人情報の提供・移転ーリスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクーリスクに対する措置の内容	<p>【国税連携システム(eLTAX)における措置】</p> <p>国税連携システム(eLTAX)で提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。</p> <p>本県と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。本県から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステムの的に担保している。</p> <p>本県で受信した、本県では賦課しない所得税申告書等データを、他都道府県知事に回送するに当たっては、回送先の設定を複数の職員でチェックすることにより、誤った相手にデータを回送することのないようにする。</p> <p>なお、他都道府県との間の情報連携については、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から他都道府県までは、閉域網であるLGWANが利用されているほかは、同様である。</p>	<p>【国税連携システム(eLTAX)における措置】</p> <p>国税連携システム(eLTAX)で提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。</p> <p>本県と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。本県から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステムの的に担保している。</p> <p>本県で受信した、本県では賦課しない所得税申告書等データを、他都道府県知事に回送するに当たっては、回送先の設定を複数の職員でチェックすることにより、誤った相手にデータを回送することのないようにする。</p> <p>なお、他都道府県との間の情報連携については、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から他都道府県までは、閉域網であるLGWANが利用されているほかは、同様である。</p>	事後	規則第15条第1項及び指針第6の2(4)に基づく再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和5年10月2日	Ⅵ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成30年6月15日	令和5年6月14日	事後	規則第15条第1項及び指針第6の2(4)に基づく再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和5年10月2日	Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成30年6月28日から平成30年7月30日まで(1ヶ月間)	令和5年7月10日から令和5年8月9日まで(1ヶ月間)	事後	規則第15条第1項及び指針第6の2(4)に基づく再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和5年10月2日	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	平成30年8月22日, 平成30年9月6日	令和5年8月30日, 令和5年9月27日	事後	規則第15条第1項及び指針第6の2(4)に基づく再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和5年10月2日	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	<p>特定個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針に基づき、評価の適合性、妥当性等を審議した結果、適切に行われていることが認められた。</p> <p>なお、結果である答申にあたっては、以下の付言が申し添えられたことから、該当項目を再検討し、全項目評価書の見直しを行った。</p> <p>付言</p> <p>1 「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の「委託事項 4②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性」欄は、内容をより具体的に記載すること。</p> <p>2 「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の「特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法」欄は、委託事業者の担当者が特定個人情報ファイルを閲覧・更新することが可能かを明記すること。</p> <p>3 「Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業員に対する教育・啓発」の「従業員に対する教育・啓発 具体的な方法」欄は、従業員等の違反行為に対する措置について明記すること。</p>	<p>特定個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針に基づき、評価の適合性、妥当性等を審議した結果、適切に行われていることが認められた。</p>	事後	規則第15条第1項及び指針第6の2(4)に基づく再実施に係る修正。(軽微な修正)